

令和3年度  
第2回 福島地方最低賃金審議会  
議 事 録

日 時：令和3年6月24日(木)  
10:00～10:30

場 所：福島合同庁舎3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、鈴木、長谷川、森谷、山

野

(労)伊東、塩澤、高橋、谷川、深谷

(使)石井、石本、大内、金成、佐藤

1 開 会

(会 長) 定刻になりましたので、これより第2回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初に、事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(会 長) それでは、議事に入ります。

(1) 福島県最低賃金改正決定の諮問について

(会 長) 初めに、「福島県最低賃金の改正決定についての諮問」についてです。

事務局は準備をお願いします。

【 局長より会長に諮問文を手交 】

(会 長) それでは、局長から諮問に際してご挨拶をお願いします。

(局長) ただ今、福島県最低賃金の改正につきまして、本審議会に調査審議をお願いさせていただきました。

先般6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」、いわゆる骨太の方針であります。これにおいて「感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」こうした政府の考え方が示されたところです。

また、6月22日には、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされました。閣議決定された政府の考え方に配慮した調査審議となるよう厚生労働大臣から審議会に要請されたところです。

今後、目安について答申がなされた際には、委員の皆さまに、速やかにご報告させていただきます。

最低賃金制度は、労働者のセーフティネットの役割を果たしまして、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金審議会において、公労使で十分にご審議をいただくことが非常に重要であります。

委員の皆さまにおかれましては、最低賃金を取り巻く諸般の状況を総合的にご勘案いただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございました。

(2)最低賃金専門部会の設置及び廃止について

(会 長) 次に、事務局から、専門部会の設置及び廃止についての説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について、調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

従いまして、本審議会において、専門部会が設置されることとなりますが、既に6月14日に開催されました第1回審議会において、最低賃金法第25条第1項に基づき、専門部会委員選任手続きの関係等から事前に専門部会を設置する議決をいただいております。

設置されました専門部会の廃止につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますが、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができる。」とされていますので、専門部会の廃止のあり方について、あらかじめ本審議会において議決をお願いいたします。

なお、専門部会の廃止については、これまでの取り扱いとして、その任務が終了したときを当該専門部会の最低賃金についての異議申出期間が満了したときとしており、特に支障がありませんでしたので、これまでどおりとしたいと考えております。

(会 長) 只今、事務局から説明がありました専門部会の設置及び廃止について、専門部会の廃止については、福島県最低賃

金の異議申出期間が終了したときに廃止することとし、本審議会であらかじめ決議することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

(会長) それでは、諮問のあった福島県最低賃金の改正について調査審議を行う福島県最低賃金専門部会について、福島県最低賃金の異議申出期間が終了したときに、当該専門部会を廃止することとします。

(3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項「専門部会の決議をもって審議会の決議とすること」の適用についてお諮りします。

事務局から説明をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものです。

当審議会においては、かねてより本審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、審議会令第6条第5項の規定は適用せず、審議会を開催し議決することとしてきたところです。

(会長) 事務局から説明があったとおり、最低賃金専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用しない取扱いとしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは、専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、審議会を開催し議決することとします。

(4) 参考人の意見聴取について

(会 長) 続きます、参考人の意見聴取についてお諮りします。  
事務局から説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第5項に、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されております。

この規定を受け、同法施行規則第11条第1項に基づき、労働局長は、遅滞なく、最低賃金審議会が最低賃金法第25条第5項の規定により、当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

また、同法施行規則第11条第2項に、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されています。

当審議会においては、例年、施行規則第11条第2項に基づく参考人意見聴取を実施しており、意見聴取につきましては専門部会において、労働者側2名、使用者側1名の計3名から意見を聴取してきたところです。

(会 長) 参考人の意見聴取について、事務局から説明がありましたが、今年度につきましても、専門部会で労働者側2名、使用者側1名の計3名から意見聴取を実施することとしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(会 長) それでは、専門部会において、労働者側2名、使用者側1名から意見を聴取することといたします。

参考人意見聴取に関する事務については、事務局でその準備をお願いします。

(室 長) はい、承知いたしました。

#### (5) 配付資料の説明について

(会 長) 次に、本日配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) それでは、配付資料につきましてご説明いたします。

本日の審議会資料として、会議資料目次のとおり、準備させていただきました。1、経済指標、2、賃金の動向、3、生計費、別冊として中央の情勢に関する資料 となっております。

なお、説明は本資料の下部中央の通しページ数でご案内いたします。

まず、初めに経済指標に関する資料となります。

1ページからは、日本銀行福島支店が6月14日に発表した福島県金融経済概況(2021年5月分)です。概況等は、1ページに記載のとおりとなっております。

8ページからは、日本銀行が4月15日に発表した「地域経済報告」(さくらレポート(2021年4月))です。東北地域の金融経済概況の全体感等は、9ページに記載のとおりとなっております。

13ページからは、福島県企画調整部統計課が5月28日に発表した「最近の県経済動向(マクロでみる経済の動き)」です。総合判断等は、14ページに記載のとおりとなっております。

次に雇用・失業情勢についてご説明いたします。

16ページは、平成21年度から令和2年度までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移のグラフです。福島県の有効求人倍率(原数値)は、平成24年度に1倍を超え、平成26年度以降令和元年度までは、1.4倍台以上が続いておりましたが、令和2年度は1.21倍となっています。

17ページは、平成30年4月から本年4月までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の月次の推移のグラフです。

次に賃金の動向についてご説明いたします。

18ページは、毎月勤労統計調査結果速報データとその調査を基に試算した所定内給与の「時間額」となっています。

県内の事業所規模5人以上の事業所における一般労働者一人あたりの所定内給与は、令和2年平均で271,477円、時間額は1,792円となっています。

また、パートタイム労働者一人あたりの所定内給与は、令和2年平均で89,518円、時間額は、1,034円となっています。

19ページは、「賃金構造基本統計調査」の調査結果のうち、福島県における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移です。表2の企業規模5人から9人の事業所における一月当たりの所定内給与額は、令和2年で男子が288,100円、女子は214,000円となっています。

20ページは、連合福島様が5月27日現在で取りまとめられた「2021春季生活闘争状況」です。

21ページからは、6月15日に提出された福島県弁護士会の「福島県地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」の写しです。

24ページからは、石井委員からご提供いただきました2021年4月15日付け日本商工会議所・東京商工会議所の最低賃金に関する要望です。こちらの資料につきましては第3回の審議会において石井委員からご説明をいただく予定となっております。

次に、生計費に関する資料についてご説明します。

38ページからは、労働行政研究所が作成した「2021年版賃金決定のための物価と生計費資料」にある「標準生計費の推移」及び「費用別・世帯人員別標準生計費」となっています。

39ページでは、福島市における生計費の記載がありますが、令和2年4月では、1人世帯で121,430円、4人世帯では205,240円などとなっています。

40ページからは、全国と福島市の「平成27年基準消費者物価指数時系列リスト」になっています。

令和2年度平均の消費者物価指数は、平成27年度を100とした時、全国については40ページのとおり101.7、福島市については41ページのとおり、101.9となっています。

次に別冊の中央の情勢に関する資料です。

1ページからは、第60回中央最低賃金審議会議事次第及び資料です。

2ページは、中央最低賃金審議会委員名簿です。

3ページからは、中央最低賃金審議会運営規程です。

5ページは、6月22日厚生労働大臣が中央最低賃金審議会へ令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問しましたが、その諮問文の写です。



6ページからは、6月18日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2021の抜粋です。

最低賃金の引上げについては、9ページに「我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」となっています。

12ページからは、同じく6月18日に閣議決定されました成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップの抜粋です。

最低賃金の引上げについては、14ページに経済財政運営と改革の基本方針2021と同様の記載がなされています。

21ページは、目安に関する小委員会委員名簿です。

22ページ以降は、第1回目安に関する小委員会の配付資料です。

23ページからは「主要統計資料」となりますが、24から26ページに資料の標題が記載されています。

27ページから、全国統計資料編となっています。全国統計資料編として、主要指標の推移、有効求人倍率の推移、賃金・労働時間の推移、春季賃上げ妥結状況、夏期賞与・一時金妥結状況、消費者物価指数の対前年上昇率

の推移、地域別最低賃金額・未満率及び影響率の推移などの資料がございます。

57ページ以降は、都道府県統計資料編としまして、58ページが、1各種関連指標として都道府県別の1人当たり県民所得、標準生計費、新規学卒者の所定内給与額となっています。

Dランク、1番上の福島県の1人当たり県民所得は平成29年度で、2,971,000円、東京を100とした時の指数54.8、全国順位は第21位となっています。

また、標準生計費月額(令和2年4月)は、4人世帯で205,240円、東京を100とした時の指数94.1、全国順位は第16位となっています。

59ページが、2有効求人倍率の推移、60ページが、3失業率の推移、61ページから4賃金・労働時間の実情と推移、63ページから5消費者物価指数等の推移、65ページから6労働者数等の推移となっています。

68ページ以降は、業務統計資料編となっています。業務統計資料のうち、69ページは、全国の令和2年度の地域別最低賃金の審議・決定状況です。資料下部備考に記載のとおり、全国加重平均の時間額は902円です。

福島は、Dランク・前年度798円から2円(0.25%)引上げられ、最低賃金額800円で全国第31位、採決状況は、使側反対、10月2日発効となっています。

70ページは、平成23年度から令和2年度の都道府県別の目安と改定額との関係の推移です。

福島は、Dランク最上位で平成27から29年度は目安どおり、平成30年度は+1円、令和元年度は目安どおりとなっています。令和2年は+2円となっていますが、資料下欄

の注2に記載されていますとおり、昨年は目安額が示されませんでしたので便宜的に記載したものとなっています。

71ページは、平成23年度から令和2年度の効力発生年月日の推移です。

72ページは、全国・ランク別の加重平均額と引上げ率の推移です。

73ページは、最高額と最低額及び格差の推移です。令和2年度の最高額は東京の1,013円に対して、最低額は秋田ほか6局の792円で、その差は221円(格差78.2)となっています。

74ページは、平成23年度から令和2年度の地域別最低賃金引上げ率の推移です。福島は、平成29年度から令和元年まで3%を超える引上げ率でしたが、令和2年は0.25%の引き上げ率となっています。

75ページは、平成24年から令和3年の全国における最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移です。令和3年の違反率は8.1%となっています。

76ページは、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の業種別の法違反の全国の状況です。

77ページから91ページは第60回中央最低賃金審議会の資料にもありました経済財政運営と改革の基本方針2021と成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップの抜粋です。

92ページから143ページは、新型コロナウイルス感染症関係資料です。93ページにこの資料の目次がありますが、1の感染症の発生状況では都道府県別発生動向の資料などがあります。2の経済・雇用指標等では、全国状況、地域別の状況、産業別の状況などの資料があり、

3の政府の対策と実施状況では各種対策の取組状況などの記載があります。

144ページは目安に関する小委員会の今後の開催予定です。

145ページからは目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料です。

169ページからは諸外国の最低賃金の状況・報告書となっています。諸外国の最低賃金制度や改定状況についての資料が含まれています。

192ページ以降は最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理に関する資料となっています。最低賃金の引き上げが、雇用、企業の生産性、労働者の賃金・消費に与える影響などに関する資料が含まれています。

以上で、資料の説明といたします。

(会 長) 只今の説明で、ご質問等ございましたらお願いします。

( な し )

### 3 閉 会

(会 長) ほかになければ、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。